

古代宗像郡郷名駅名考証(三)

大高 広和

はじめに

前々号・前号では、『和名類聚抄』郷里部(以下、和名抄と称す)にみえる古代の宗像郡の郷名および駅名に対してささやかな考証を行った。すなわち、「小荒・大荒」両郷は「小嶋」郷および「大嶋」郷の誤りであり(前々号)、「津丸」郷は「津丸」郷で、『延喜式』(卷二十八、兵部省、諸国駅伝馬条。以下延喜式と称す)や高山寺本『和名類聚抄』の駅名一覧(以下高本和名抄と称す)に載る駅名も「津丸」駅である(前号)と考えた。特に津丸郷・津丸駅は現在の福津市津丸を遺称地とし、古代官道や駅家の想定地の問題と関連するものであるが、前号では『万葉集』にみえる名見山と古代官道との関係について触れることができなかった。本号においては、宗像郡内とされる名見山の比定地について、従来の説に対する疑問と新たな説を示し、あわせて古代宗像郡に含まれた地理的範囲について整理したい。

和名抄が宗像郡として挙げる郷名を左に再々掲しておく(傍線を付したものは、今に至るまで地名として残っている)。

秋(安支) 山田(也万多) 怡土(伊度)

荒自(安良之・阿良之) 野坂(乃佐加) 荒木(安良木)
海部(阿末・安万) 席内(无之呂宇治・牟之路宇知)
深田(布加多) 蓑生(美乃布) 辛家 小荒(島力) 大荒(島力) 津九

一. 名見山と古代宗像郡の範囲

(一) 問題の所在

『万葉集』卷六(九六三番)には、天平二年(七三〇)十一月に大宰帥大伴旅人の妹である大伴坂上郎女が大宰府から京に「上道」して帰る際、「筑前国宗形郡」の「名見山」という名の山を越える時に詠んだ歌が載せられている。

大汝(おほむぢ) 少彦名(すくなひこな)の神こそは 名付けそめけめ 名のみを 名見山(なごやま)と負ひて 我が恋の 千重(ちぢゅう)の一重(いちぢゅう)も 慰め(なぐさ)もなくに

近世以来、この「名見山」は宗像大社辺津宮(宗像市田島)の西、津屋崎側(福津市勝浦)との間にある山を指すものとされ、勝浦からこの山を越え、田島から垂水峠を経て芦屋方面に抜ける道が古代官道(駅路)のルートとされてきた。現在も辺津宮の西には名見山と呼ばれる山があり、勝浦

(桂) 区内に同名の小字も残っている(1)。

『筑前国統風土記』(以下『統風土記』と称す)「名見山」は、「田島の西の山也。勝浦の方より田島へこす嶺なり。田島の方の東のふもとを名見浦と云。むかしは勝浦潟より名見山をこえ、田島より垂水越をして、内浦を通り、蘆屋へ行し也。是むかしの上方へゆく大道也。」とし、『万葉集』の歌を引く。以降の地誌も概ね同様で、いずれもかつての交通路の存在を述べている(2)。

しかし、古代官道のルートについては現在の研究状況ではより陸地側を通るルートを想定すべきであり(3)、沿岸ルートの根拠の一つであった「津日」駅とその遺称地の問題については、そもそも駅名を「津丸」駅とすべきことを前号で論じた。なお、この沿岸ルート、特に名見山越えの道においては切通しなどの古代官道としての痕跡は特に確認されていない(4)。

大伴坂上郎女が沿岸部に存在した駅路とは異なる道を通って帰京したと考えることはなお可能であるが(5)、そもそもなぜそのような経路をとる必要があるのだろうか。当時は津屋崎側にも田島側にも大きな入海が広がっていたとみられ(6)、特に辺津宮は『日本書紀』に「海浜(7)」と記されたように、海(入海)に面していたらしい。辺津宮への参拝のため津屋崎の入海で船を降り名見山を越えたとする解釈もあるが(8)、同じように船で辺津宮の間近まで至ることが可能であったはずで、わざわざ手前で船を降り山を越える必要はない。また歌に宗像の神や神社が登場する訳でもなく、辺津宮に立ち寄ったという根拠は名見山の存在のみである。

大伴坂上郎女の帰京時の交通手段については、続く九六四番歌に「坂上

郎女の京に向ふ海路に浜の貝を見て作る歌一首」があり、陸路と海路を併用したことが知られる。次の九六五・九六六番歌の題詞および左註からは、大伴旅人が翌十二月に水城を出発して「向京上道」したことが分かり、また卷三の四四六(四五〇)番歌から、赴任の際と同様のルートで瀬戸内海を海路によって帰京したことが窺われる(9)。ただし、卷十七の三八九〇(三八九九)番歌の題詞(10)によれば、この時に旅人の僱従(従者)が「別取(海路)入京」したとある。特に三八九一番歌に「荒津」(現在の福岡市中央区荒戸付近)がみえることから、彼らは博多湾から海路をとったようであり、旅人はこれとは別の行程、すなわち大宰府から豊前辺りまでは陸路を利用し、その後瀬戸内海を海路によったものと解さなければならぬ(11)。そして名見山の歌から一部陸路を取ったことが明らかな坂上郎女も、これと同様の行程をとったとみるべきではなからうか(12)。その陸路が西海道大宰府道であると言えるか否かが、名見山の位置の問題にかかってくるのである。

(二) もう一つの「なごやま」

九六三番歌の題詞にある通り、名見山は宗像郡に所在する。したがって、官道沿いに他に名見山に比定できる山があるか、古代宗像郡の範囲において探る必要がある。詳細は次項に譲るが、古代の宗像郡は宗像・福津両市域のみならず、より南の古賀市域(旧糟屋郡古賀町)までを含んでいたことが分かっている(13)。このような観点から少し探索範囲を広げると、歴史上「なごやま」と呼ばれた山をもう一つ指摘することができる。

それは現在糟屋郡新宮町に属する三本松山で、新宮町・久山町および福岡市東区（いずれも旧糟屋郡域）にまたがる立花山（標高三五七メートル）東麓にある小さな独立峰（標高一四八メートル）である。『糟屋郡志』¹⁴（総説、地勢気候、山岳）によれば、

三本松山（海拔一五〇米）立花山の東南にあり、一名を名子山と云、山麓竹原より絶頂へ八町草立險阻なり。

とあり、「なごやま」の別名をもつことが知られる。また、立花山山頂から下りてくる新宮町と久山町との境界線は、三本松山の南を東西に通っているが、この境界に近接して「名子山」の小字が久山町大字山田に残っている¹⁵（図一）。

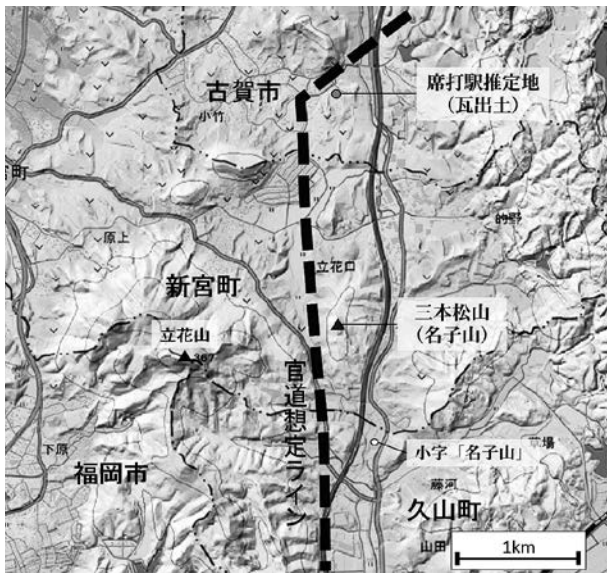
そしてこの「名子山」は、戦国期まで遡るものである。宗像大社に伝わる天正六年（一五七八）の「宗像第一宮御宝殿置札」は、現在の辺津宮本殿（当時は辺津宮の第一宮本殿）の造営（再建）を巡る諸事情を記した史料である¹⁶が、永禄十二年（一五六九）の毛利勢との立花山城の攻防戦の際、大友勢が「名子山」に陣を張ったとの記述がある。この「名子山」は宗像の田島・勝浦間の山とは考えられず、三本松山のこととみるべきである¹⁷。

右のように三本松山は確かに「なごやま」の名をもつ山であったことが知られるが、一方で史料に頻出する有名な山であったとも言えないようである。しかし、その立地を見れば坂上郎女によって名児山の歌が詠まれた理由は概ね理解できるだろう。

まず、三本松山の東側では九州自動車道と県道三五号筑紫野古賀線とが

並走しているが、古代官道はその反対の西側、立花山との間の浅い谷の丘陵地帯を南北に通っていたと想定されている¹⁸。そして後述するように、古代の席打駅想定地は山の約二キロメートルほど北に位置する（図一）。陸路西海道を通って帰京した坂上郎女が目にする山としては、格好の位置と言える。

また、三本松山の南に走る新宮町と久山町との境界線がいつまで遡るものかは未詳だが、立花山一帯の丘陵部は、この地域の大きな地形的区切りとなっている。近世に糟屋郡を（黒田）長政公入国の後、大郡なればとて、表裏にわかれて、伊野・香椎の山の南を表糟屋とし、北を裏糟屋と称す¹⁹としたことは注目される。大宰府から立花丘陵部までが大宰府官人にとつての日常生活圏で、立花丘陵部は地理的にも心理的にも大きな障壁であったとの指摘もある²⁰。三本松山もこの丘陵部の一角を成すものと言えよう。席打駅が宗像郡に属することからすれば、三本松山は古代においては宗像郡内、少なくとも宗像郡と糟屋郡との境界領域に位置する山であったと考えられる。



図一 三本松山周辺(カシミール3Dにより作成)

壁であったとの指摘もある²⁰。三本松山もこの丘陵部の一角を成すものと言えよう。席打駅が宗像郡に属することからすれば、三本松山は古代においては宗像郡内、少なくとも宗像郡と糟屋郡との境界領域に位置する山であったと考えられる。



図二 現在の三本松山（南東より）

このように考えると、大宰府を發った大伴坂上郎女は糟屋郡の官道を北上し、左手に立花山、正面やや右手に「名見山」を望みながら宗像郡に入ってきたことになり、「名見山」はまさに宗像郡への入り口を示す山であったと考えられる。そして右手に「名見山」を仰ぎ見つつ、立花山東麓の山間地帯をほぼ抜けたところで席打駅へと至るのである。

なお、三本松山は大きさは小ぶりながら、古代人が神を意識したとされる笠状の円錐形（カンナビ型）の形状を呈している（図二）。これは特に南北から山に向かう際に顕著であり、歌が詠まれたことやその内容と関係があるのかもしれない。

以上から、『万葉集』卷六、九六三番歌の「名見山」は、内陸部を通る駅路に隣接し、宗像郡の南端に位置した三本松山に比定すべきと考える。糟屋郡を出て心理的にも大宰府から遠く離れ、左右を山に挟まれた空間を往くことなどからくる寂寥感から、坂上郎女の心

「慰めて欲しい」という気持ちが生まれたと想像したい。名見山を田島・勝浦間の山とみるよりも、状況としては遙かに理解しやすいと思われる。

なお、「宗像第一宮御宝殿置札」の記述からは、宗像側の人間が立花山付近の「名子山」の存在を認知していたことが判明する。一方で、史料の残存事情によるのかもしれないが、田島・勝浦間の「名見山」の初見は十世紀初めの『統風土記』まで下る。「名子山」が元々宗像郡であったという認識がいつまで存在したのかは分からないが、むしろ、そうした認識が失われた後に、『万葉集』の歌を元にして辺津宮近くの山に「名見山」の名が充てられた可能性も想定できるのではないだろうか⁽²⁾。

(三) 古代宗像郡の範囲

右のように「名見山」を三本松山に比定することと関連して、古代宗像郡の範囲について論じたい。三本松山は席打駅からは南に二キロメートルと近接し、また周辺の地形等に鑑みて、宗像郡（席内郷⁽²²⁾）の領域内だったとみなして問題ない。

先述の通り、古代の宗像郡の領域は、宗像・福津両市域のみならず、より南の古賀市域まで広がっていた。さらに三本松山も宗像郡であったとすれば、新宮町域の一部まで含むこととなる。宗像郡が現在の宗像・福津両市域に確定するのは、中世の莊園公領制や小領主の登場などによって糟屋郡などとされる範囲が拡大し、さらには宗像大宮司家も断絶した近世になってからである。

福津市の南隣にある古賀市域には、和名抄の席内郷の遺称地である大字

筵内が存在し、さらには延喜式および高本和名抄にみえる席打駅が、大字青柳の奈良時代の古瓦が出土した地に比定されている²³。席打駅想定地の位置は、前後の駅との間隔からも蓋然性が高いものであり、青柳は近世の宿場町でもある。こうしたことから、席内郷の（人々が住んだ）範囲は、現在の大字筵内を超えた広がりをもつものと考えられる²⁴。

永久元年（一一一三）の銘をもつ古賀市鹿部山出土の経筒には「筑前国席内院父々夫峯」とあり²⁵、当時鹿部山が席内院に属したことが知られる。席内院は観応三年（一二三二）の安楽寺領注進状²⁶に天満宮領として「席内院重久名」がみえ²⁷、郡名は記さないながらも、宗像郡もしくは宗像神社から切り離されていく様子が窺われる²⁸。しかし、この経筒の存在は、席内院の設定以前には鹿部山周辺の地（およびその民）が宗像郡席内郷に属していたことを示すとみるべきであろう²⁹。なお、鹿部山付近の花鶴川河口部もかつては入海となっていたと考えられ、鹿部山の西には六世紀代の大型倉庫跡がみつかった鹿部田遺跡が存在する³⁰。

さらに宗像大社文書の寛喜三年（一一三二）四月五日官宣旨³¹によると、古来より「蘆屋津」から「新宮浜」までの海岸への寄物（遭難船の積荷やそれらからの漂着物）は宗像社の末社七十余の修理に用いることとなっていた³²。これも古代の宗像郡や中世の宗像大宮司家の勢力範囲を考える上で参考にできよう。地形から考えれば、その海岸は東は遠賀郡芦屋町の遠賀川河口付近から、西は現在糟屋郡新宮町の磯崎鼻辺りまでと考えられ、数十キロメートルにわたる広大なものである。遠賀郡では、位置は未詳ながら和名抄に宗像郷の存在が記されている。一方、新宮浜は先述の鹿部山

の西方に当たり、磯崎鼻のすぐ南に福岡市との境がある。「名児山」に比定した三本松山が現在は新宮町に属することも考慮すると、概ね新宮町域までを古代宗像郡の範囲とみてよいのではないだろうか。

こうした空間認識は近年の考古学的知見とも接続する。小嶋篤氏によれば、「宗像郡」、遠賀郡西部、鞍手郡西部、「糟屋郡北部」には宗像氏を中心とする同一の幕制をもつ集団が居住していたという³³。氏の言う「宗像郡」は宗像市・福津市の狭義の宗像郡で、「糟屋郡北部」とはほぼ古賀市および新宮町にあたる。

小嶋氏はさらに、狭義の宗像郡以外で宗像型の石室が集中するのは遠賀郡の汐入川流域と「糟屋郡」の花鶴川流域、鞍手郡の靡山南麓であると述べている。汐入川は現在の遠賀郡岡垣町を流れ、宗像郡とは山を隔てて隣接する位置にある。川の名の通りかつて入海が存在したと想定される³⁴。一方、花鶴川流域とは先にみたように鹿部山の周辺である。小嶋氏も指摘するように、港湾として機能した入海地形が宗像氏の活動領域に含まれていたことが分かる。

また、鞍手郡の靡山は宮若市（旧鞍手郡宮田町）^{かみあるき}上有木に位置する山だが、その北西の尾根には宗像市との境界が走り、この辺りは起伏の乏しい峠を挟んで宗像市域と繋がっている。何より興味深いのは、宮若市上有木および下有木は、和名抄の宗像郡荒木郷の有力な比定地の一つだということである³⁵。この地は中世の宗像社領でもあったよう³⁶、これらは一連の事象として理解できる可能性がある。

このように、小嶋氏が指摘する宗像氏の濃い領域に対しては、時

代の下るものも含めれば何かしらの対応する文献的徴証を挙げることできる。これは律令制的な領域編成以前、すなわち郡（評）成立以前の宗像氏の勢力範囲がその後も何らかの形で生きていることを示していると考えられる。裏を返せば、宗像郡の範囲は古墳時代の宗像氏の勢力範囲を反映しているということであり、遠賀郡内のそれが宗像郡に含まれなかったのは、恐らく山を隔てているという地形の関係であろう。一方、現在の福津市と古賀市、もしくは古賀市と新宮町との間には大きな地形的区切りはなく、海岸では磯崎鼻、内陸部では立花丘陵部、すなわち現在の新宮町と福岡市および久山町との境にほぼ重なるラインまでが古代宗像郡の範囲となったとみなされる。

このように考えてくると、現在は新宮町に属している相島も、宗像氏の領域、もしくは古代宗像郡に含まれた蓋然性が高い。相島には四世紀後半から七世紀前半にかけての積石塚群が島の北西部（津屋崎側）に築かれており、宗像氏との関連が想定されていたが³⁷、近年科学分析によって、相島産のオパサイト玄武岩が宗像氏の首長墓群である福津市津屋崎古墳群に石材として持ち込まれていたことが判明した³⁸。古賀市域の古墳と相島との関係性も指摘されていたが³⁹、これも糟屋地域ではなく宗像地域との関係と捉えるべき問題であることについては最早繰り返し返さない。

以上のように、現在の宗像市・福津市に加え古賀市と新宮町までを含む範囲をほぼ古代宗像郡と考えたい。さらには宮若市の一部（上有木周辺）もこれに含まれた可能性がある。近世に入り糟屋郡が便宜上表と裏とに分けられたことからすると、現在の古賀市・新宮町を含む糟屋郡はやはり一

つの郡としては支配の上で都合のよいサイズではなかったのだろう。そしてその地域の地形的区切りとなるのは、元々宗像郡との境であった、三本松山も含む立花山一帯の山や丘であった。

翻ってみると、古代宗像郡は和名抄によれば筑前国で最も多い十四郷を擁していたが、対する糟屋郡は九郷⁴⁰で、これはやはり宗像郡、特にその郡領氏族となった宗像氏の繁栄と、それに対する国家からの配慮を示していると考えられる。八世紀において、全国に八つしかない神郡とされた宗像郡では宗像氏の三等以上の親族による郡司四等官の連任が特別に許された⁴¹。そのトップである大領は宗像神社のトップである神主を代々兼任することになっており、出雲国造と宗像神主だけが特別な扱いを許されていたという事例もあった⁴²。やはり宗像神をまつる宗像氏の支配地域がそのまま宗像郡（評）として設定され、宗像氏は地方豪族として相対的に強い支配力をもっていた⁴³と考えるべきだろう。

中世以降、席内郷など元々宗像郡であったとみられる範囲が糟屋郡などの郡に関連づけられたこと⁴⁴は、宗像氏（大宮司家）によって支配される領域が宗像郡であるという認識の存在を逆説的に示すのだろう。しかしながら、近年では近世以降の宗像郡が宗像地域であるというイメージが一般のみならず研究者間にも浸透してしまい、鹿部山に隣接する鹿部田淵遺跡や、隣接する馬具埋納坑の発見で注目を浴びる古賀市谷山の船原古墳⁴⁵など、古賀市域の重要遺跡について宗像地域や宗像氏との関係が十分に顧みられていない現状があるように思う。古代史料に依る限りそれらの遺跡の地は宗像郡に属しており、古墳時代の遺跡を古代糟屋郡（近世の

表糟屋郡」と関連づける謂れはない。宗像氏とヤマト王権との深い関係性を考慮すると、糟屋屯倉が献上された⁽⁴⁶⁾という六世紀以降は特に、糟屋地域と宗像地域とをあまり対立的に捉える必要もないのだろうが、いずれにせよ、関連性の評価はあくまで考古学的手法によってなされるべきで、今後の展開に期待したい。

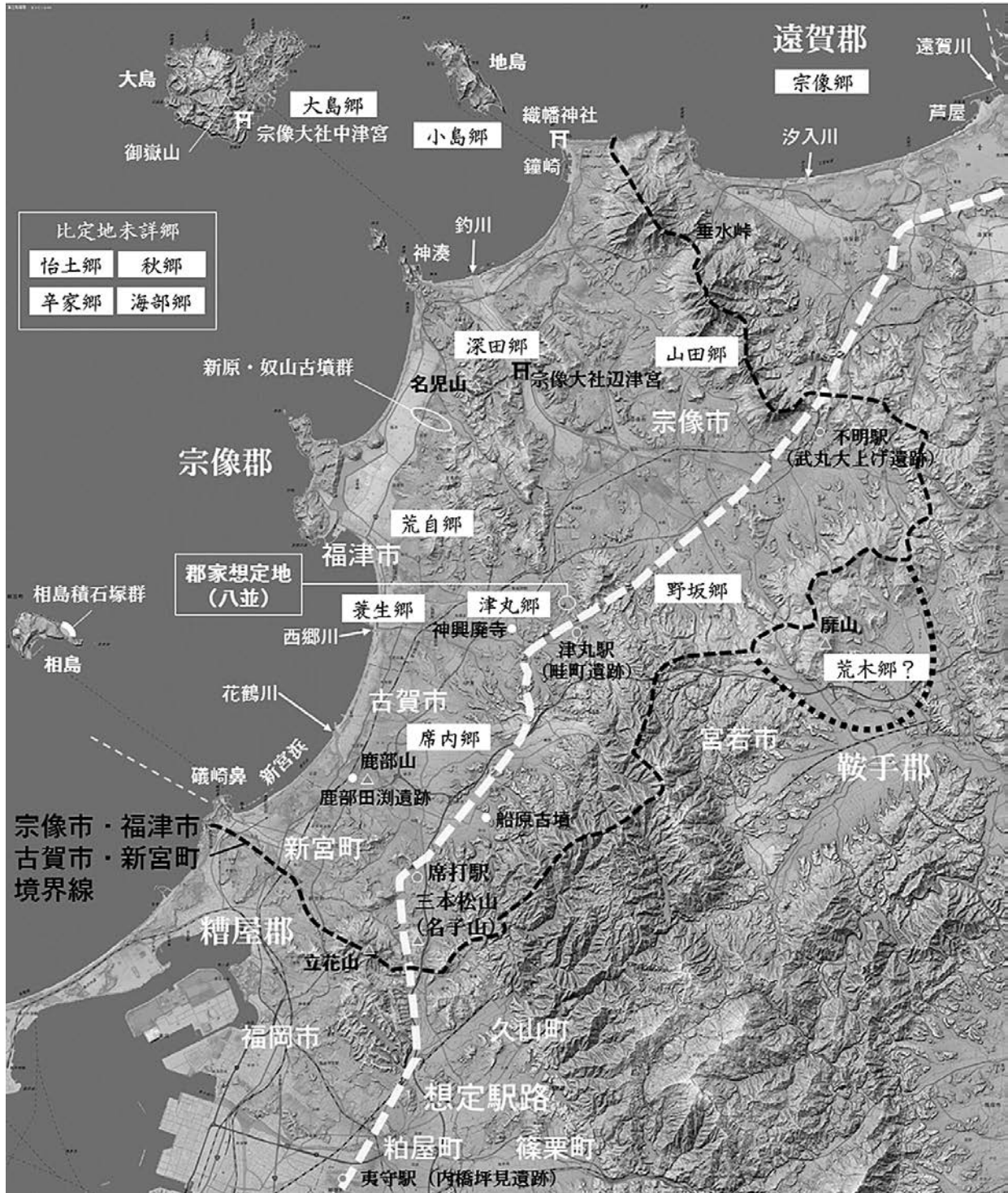
おわりに

本稿では、宗像郡に属する席内郷の範囲、席打駅の位置を前提に、『万葉集』にみえる名児山の比定地を現糟屋郡新宮町の三本松山と考え、古賀市域のみならず新宮町域までが古代宗像郡の範囲に含まれると推定した。三号にわたった考証の成果を踏まえて、関係する地名・遺跡等を図三に示した。これをもってまとめに代えたい。

なおも郷の位置の比定が難しいものに、秋・怡土・海部・辛家の四郷がある。図三をみると、高い農業生産力をもっていたと考えられる釣川中流域にいくつかの郷が比定されそうである⁽⁴⁷⁾。また、古賀市域・新宮町域に席内以外の郷の編成が及んでいた可能性もあるだろう。このうち海部郷は、神湊や鐘崎に比定する説が有力であるが、それらも含めて沿岸部の海人を広く編成した郷とも考えられ、その場合は相島なども含まれる可能性が出てくる。大島・小島郷との関係も含め、今後の課題としたい。

古代宗像郡の郷名駅名に関する考証・考察は、本稿をもつていったん区切りとしたい。勿論、依然として古代宗像郡に関して未解明の点は少な

くない。沖ノ島や宗像大社と直接は結びつかないようにも思える、それを支えた地域や人々に関する研究が沖ノ島や宗像大社への理解を深めることになる信じ、今後も探求を続けたい。



図三 古代宗像郡の地形と範囲

※カシミール3Dにより作成（スーパー地形セットおよび国土地理院地図の混合。標高は2倍に強調した表現）

(1) 『福岡県史資料』第六輯(一九二六年)所収明治十五年字小名調(糟屋郡・宗像郡)。「ナチゴヤマ」の仮名が振られている。なお、勝浦の東の山塊の最高点(標高一六五メートル)は桂岳で、その一つ南の標高一五六メートルの高まりが名児山である。

(2) 『筑前名所図会』は『続風土記』とほぼ同内容である。『筑陽記』も田島村に「名児山」の項を立て「名所也。当邑坤ノ方也。有自村ヨリ越道也。昔ハ上方往還筋ト也。」として歌を引く。『筑前国続風土記附録』では、田島村に「名古山」の項があり、「むかし田島村より勝浦湯にこゆる所をいふ。今ハその北、ヲ、サカといふ処を通れり。」としている。そして『筑前国続風土記拾遺』は「奴山村」の項に「此村の北東の山を越て片脇の城山の谷を通りて田島へゆく道あり。今ハ廢せり。是を名護山越といふ。いにしへの官道なり。万葉集に坂上郎女の歌あるは此所なり。当時田島へ越行所ハ勝浦村の境内にさかひていにしへの名児山越にはあらず」とある。

(3) 木下良「律令制下における宗像郡と交通」(『宗像市史』通史編第二卷、古代・中世・近世、一九九九年)。

(4) この峠を越える道は地元では「万葉古道」とも称され、筑紫豊『九州万葉散歩』(角川書店、一九六二年)や犬養孝『万葉の道』(下、平凡社、二〇〇四年改訂新版、初版一九六四年)でも取り上げられているが、明確に古道のルートが明らかになっているわけではない。

(5) 註(3)前掲木下良「律令制下における宗像郡と交通」はこのように解している。本稿も、それが古代に遡るかは別問題であるが、近世の地誌に記されたような古

道が存在したことを否定するものではない。木下が指摘するように、『平家物語』巻八の記述から、宗像から垂水峠を越えて内浦(遠賀郡岡垣町)に至る古い交通路の存在は窺われる。

(6) 津屋崎側の入海は近世に干拓され農地となった(『津屋崎町史』通史編、一九九九年)。田島側の入海は古代・中世以降の堆積と開発によって現在の釣川となつたとみられる。

(7) 『日本書紀』卷一神代上、第六段一書第二。

(8) 註(3)前掲木下良「律令制下における宗像郡と交通」。亀井輝一郎「律令時代の宗像」(『津屋崎町史』通史編、第四編第二章、一九九九年)。亀井氏は参拝のためか海の難所である鐘崎を避けるためかのどちらかとしている。

(9) 往路において妻とともに見た光景について詠んでおり、鞆の浦(広島県福山市)や敏馬の崎(兵庫県神戸市)の地名が現れている。「上道」は全て陸路によるものという見解もあるが(林田正男「旅人の帰京行程」『万葉集筑紫歌群の研究』桜楓社、一九八二年、初出一九七六年)、官道との位置関係から成立しがたいと考える。

(10) 日時については「天平二年庚午冬十一月大宰帥大伴卿被_レ任_二大納言_一(兼_レ帥如_レ旧)上京之時」と記されており、実際に歌が詠まれたのは旅人が大宰府を出発した十二月のこととみてよいだろう。

(11) 旅人の帰京行程については、土屋文明『旅人と憶良』(創元社、一九四二年)、宮本喜一郎「大伴旅人の帰京行程」(『万葉』二八、一九五八年)、註(9)前掲林田正男「旅人の帰京行程」、平山城児「大伴旅人の足跡をたどる」(上代文学会編『万葉の歌びと』笠間書院、一九八四年)などを参照。

(12) 旅人の庶弟と姪(甥)が、大病を患った旅人に会うため勅によって駅路で大宰府へ下向し、病の平癒後に帰京する際に夷守駅にて送別の宴を行った事例もある(巻四一五六六・五六七番)。夷守駅は席打駅から一駅大宰府側の糟屋郡の駅である。(13) 註3) 前掲木下良「律令制下における宗像郡と交通」。

(14) 『糟屋郡志』(臨川書店、一九八六年、初版一九二四年)。

(15) 付近の九州自動車道にかかる跨線橋に「名子山跨道橋」の名が付いている。なお、立花山山系の南麓には福岡市東区名子の地名があるが、『続風土記』(巻十八、糟屋郡表、山田河内)が述べるように、「長尾」が訛ったものと解しておく。

(16) 『宗像大社文書』四(宗像大社、二〇一五年)。神宮寺である鎮国寺支院の実相院益心が草稿を書き、大宮司氏貞の添削を受けて清書されたものである。

(17) 藤野正人・山崎龍雄「三日月山城砦群と城ノ越山城砦群の考察」(『九州考古学』八九、二〇一四年)。なお、児玉韞採集文書(東京大学史料編纂所所蔵謄写本)に鞍手郡山部村庄屋所蔵文書として「去月十六日立花麓名子山口動(働)之時馳走矢疵之通達上聞畢。仍対興長軍忠状被加御判被仰出之。弥可為忠心肝要之状如件。天文式年(一五三三)二月一日(判)尾仲新左衛門尉殿」とあり、『太宰管内志』(筑前之十五、宗像郡下ノ下、名児山)も同文書を写しとして紹介している。

(18) 註3) 前掲木下良「律令制下における宗像郡と交通」。筆者も古代道路の痕跡と申しき地形を現地等で確認し、今後検証していきたいと考えている。

(19) 『続風土記』巻十八、糟屋郡表。伊野(猪野)は久山町、香椎は福岡市東区である。

(20) 西垣彰博「福岡県糟屋郡粕屋町内橋坪見遺跡について」(『国士館考古学』六、二〇一四年)。

(21) 明治十五年の小字調査時および現在の呼称が「なちごやま」であることも気にか

かる。当該歌においては山名が「なごやま」でないと「なぐさめ」の掛け詞として機能しない。ただし、『続風土記』には「なご」の仮名があるので、元々は「なごやま」と呼ばれていたものと解しておく。なお、「児」と「子」との違いは、音通で意味もほぼ同じであり、問題ではない。

(22) 古代の郷が五十戸一里(郷)の原則に基づいて編成された人的編成であるとは言え、郷に編成された住民の住む範囲とその生活圏は一般的に地形に制約されたはずである。『出雲国風土記』は郡界や郷の位置を郡家からの距離において記しており、少なくとも主要な交通路との関係で郡の範囲がどの辺りまでか、郷の中心地(郷家もしくは郷長の家か)がどの辺りなのかという認識は当時の社会に存在していたと考えられる。

(23) 註3) 前掲木下良「律令制下における宗像郡と交通」。比定地は津丸駅想定地の福津市畦町遺跡からも、次の夷守駅想定地の粕屋町内橋坪見遺跡(註20)前掲西垣彰博「福岡県糟屋郡粕屋町内橋坪見遺跡について」からも、約十キロメートルの距離にある。一九四〇年に浅島武幹が編纂した『青柳村誌』(古賀町文化財研究会、一九七三年)によれば、字八反田の地に布目をもつ古瓦が散在し、隣接する字踊ヶ浦は口碑によると「往昔此地ニ長者アリテ踊ヶ場所ニ使用セシ所」であるという。ただし、青柳川左岸の低丘陵上に位置するこの地は開発により破壊され、遺物も保管されていない。なお、内橋坪見遺跡からは八世紀前半とそれに続く八世紀代に収まる時期との二期の大型掘立柱建物跡が検出されている。

(24) 『続風土記』(巻十九、糟屋郡裏、席内)においても席内は「広邑なり。境内方一里ありと云。田野平に、松林ひろくして、他邑に比すれば甚異也。和名抄を考ふるに、席内は宗像郡の郷の名也。むかしは宗像郡内なりしにや。古今郡邑をわか

つ事変遷多し。あやしむにたらず。」とされている。

- (25) 九州大学文学部考古学研究室編『鹿部山遺跡』(日本住宅公団福岡支所、一九七三年)。

- (26) 西高辻文書(『大日本史料』第六編十七、五七六頁)。

- (27) 康暦二年(一三八〇)十月二十五日の今川貞世書下(太宰府天満宮文書、『大宰府太宰府天満宮史料』十二)にも「天満宮領筑前国席内院重久名」とある。

- (28) なお、日本歴史地名大系四一『福岡県の地名』(平凡社、二〇〇四年)も指摘するように、大東急記念文庫本『和名類聚抄』の国郡部には、筑前国の郡名に続いて末尾に「席内院」と記されている。追記された経緯・由来等については未詳であるが、席内の地が元来は宗像郡であったことがその背景として考えられる。

- (29) 鹿部山はもと三つの峯からなり、経筒が出土した中の峯と東の峯は団地造成によって消滅しているが、現在も西の峯(標高五九・四メートル)からは沖ノ島の島影を確認できるといふ。

- (30) この遺跡は発見時以来糟屋屯倉との関連性が指摘されているが、古代史料上では、和名抄の糟屋郡厨戸郷を「ししべ」と読む説を採らない限り(註(40)参照)、この遺跡に「糟屋」を冠する根拠がない。厨戸郷と関連づけた場合も、経筒の「席内院父々夫峯」との整合性が問題となる。

- (31) 『宗像大社文書』一、八卷文書第一巻の九(宗像大社復興期成会、一九九二年)。

- (32) 新城常三「寄船・寄物考」(『中世水運史の研究』塙書房、一九九四年)、桑田和明「中世の宗像社と浦・島」(『中世筑前国宗像氏と宗像社』岩田書院、二〇〇三年、初出一九八八年)参照。

- (33) 小嶋篤「墓制と領域」(『九州歴史資料館研究論集』三七、二〇一二年)。

- (34) あるいはこの辺りを前述の遠賀郡宗像郷の比定地に当てることも可能かと思われるが、岡垣町吉木を中心とする地域に比定されている垣前かきまへ(和名抄では「恒前」)郷と重複するようである。後考を期したい。

- (35) 註(3) 前掲木下良「律令制下における宗像郡と交通」は、『太宰管内志』が宗像市河東をかつて荒木村と称したと紹介するのを採った『日本地理志料』説を探るが、『太宰管内志』『大日本地名辞書』の鞍手郡説もこうした考古学的見地から再注目すべきと考える。なお、荒木郷は天平勝宝四年(七五二)十一月十七日の造寺所公文(『大日本古文書』(編年文書)第三卷五九〇頁)の「荒城郷戸主宗形朝臣人君」という記載から、宗形朝臣姓をもつ者の居住が知られる。

- (36) 元永二年(一一一九)九月二十一日の年紀をもつ経筒に「筑前国鞍手郡有木里」の銘があるものの、「宗像社家文書惣目録」にみえる建武元年(一三三四)三月二十日の雑訴決断所牒(『宗像大社文書』二、宗像大社復興期成会、一九九九年)や天正六年(一五七八)の「宗像第一宮御宝殿御棟上置札」(註(16) 前掲『宗像大社文書』四)から「在木(村)」が宗像社領であったことが知られる。また、小早川時代の指出前之帳では上有木村が宗像郡に属し、有木村が鞍手郡に属している。註(28) 前掲日本歴史地名大系参照。

- (37) 新宮町教育委員会『相島積石塚群』(新宮町埋蔵文化財発掘調査報告書第一六集、一九九九年)。

- (38) 井浦一・森康・石橋秀巳「福岡県津屋崎古墳群に用いられた玄武岩石材の供給地」(『九州考古学』九〇、二〇一五年)。五世紀代築造の前方後円墳である勝浦峯ノ畑古墳および新原・奴山一号墳、七世紀の円墳である宮地嶽古墳および手光波切不動古墳への石材供給が指摘されている。

(39) 古賀市永浦古墳群は鹿部山に近接しこれも既に消滅しているが、石棺の石材は相島産のオパサイト玄武岩と考えられている(唐木田芳文「永浦古墳群における石棺の玄武岩」古賀市教育委員会『永浦遺跡』古賀市文化財調査報告書第三五集、二〇〇四年)。また相島積石塚群の群構成が古賀市千鳥古墳群などに類似するとの指摘がある(宮元香織「相島積石塚群について」海古墳を考える会『海古墳を考える』I(発表要旨集)、二〇一一年)。

(40) 香椎郷は福岡市東区の香椎、志阿(志珂)郷は同志賀島、柞原郷は久山町久原が遺称地である。ほかに池田郷は東区唐原・下原付近(香椎郷の北)、勢門郷は篠栗町、敷梨郷は宇美町に比定されている。厨戸郷は「ししべ」と読んで古賀市鹿部に当てる説もあるが、製塩・漁業を生業とする集落遺跡である福岡市東区西戸崎の海中道遺跡との関係も指摘される。また阿曇郷は福岡市東区上和白・下和白から新宮町にかけての範囲とする説があるが、阿曇氏がまつる志賀海神社のある志賀島との関係も考えられる(以上、註(28)前掲日本歴史地名大系による)。大村郷は不明だが、郡家や駅家のある粕屋町付近の可能性がある。以上より、糟屋郷の郷が本稿で想定した宗像郡の範囲に比定される余地はあるが、必ずしもその蓋然性は高くはないと言える。渡辺正気(『古代の宗像』『歴史手帖』一三一九、一九八五年)も、近世以降の糟屋郷は宗像郡の倍近い広さであるのに比べて、郷数が少ないことを指摘している。

(41) 『統日本紀』文武天皇二年(六九八)三月己巳条、『令集解』選叙令同司主典条令
積所引養老七年(七二三)十一月十六日太政官処分。

(42) 『統日本紀』文武天皇二年三月己巳条、『類聚三代格』卷一神宮司神主称宜事、延
暦十七年(七九八)十月十一日官符。

(43) 福原栄太郎「律令制の展開と宗像」(『宗像市史』通史編第二卷、古代・中世・近世、一九九九年)。なお、八世紀末にはそのような制度上の特別扱いは解消されていくが(加瀬直弥「古代神祇祭祀制度の形成過程と宗像社」『宗像・沖ノ島と関連遺産群』研究報告一、二〇一一年)、宗像氏は中央で藤原北家(撰関家)との結びつきを深めるなど(森公章「王臣家と郡司」『日本歴史』六五一、二〇〇二年)、すぐさま地元での勢威が揺らいだとは考えにくい。

(44) 例えば、南北朝・戦国期に大内氏によって赤間庄や野坂庄が鞍手郡に、西郷庄が糟屋郡に編入された。また、大字筵内の東、在地領主薦野氏の根拠地となった古賀市薦野の天降神社に天文六年(一五三七)に奉納された梵鐘銘に、「筑前州糟屋薦野村天降天神宮」とある。註(28)前掲日本歴史地名大系参照。

(45) 古賀市教育委員会『国史跡指定記念企画展「船原古墳展」(二〇一六年)。古墳は六世紀末から七世紀初め頃のものとする。

(46) 『日本書紀』継体天皇二十二年十二月条。
(47) 註(3)前掲木下良「律令制下における宗像郡と交通」は、秋郷を宗像市赤間付近、怡土郷を宗像市名残(小字伊豆丸)付近に比定する『日本地理志料』の説を紹介している。